

新型コロナウイルス感染症の事業所等施設調査について

福岡市内の事業所等において、新型コロナウイルス感染症の患者が他者に感染させる可能性がある期間に出勤していた際には、事業所所在地の管轄保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。患者の所在地と事業所所在地の管轄保健所が異なる場合にも、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け調査を行います。

1 調査の実施

事業所の担当者に対して電話やメールでの聞き取り調査を行います。調査の結果をもとに、保健所は濃厚接触者の特定を行います。

【調査の際に、以下のご準備をお願いします】

- 保健所との連絡窓口担当者を決めていただく
- 患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴に関する情報収集
- 患者が在籍する部署のフロアの見取り図（座席表、窓の位置、換気箇所）
- 患者が利用する休憩所・喫煙所、食堂等の見取り図（座席表、窓の位置、換気箇所）
- 患者の発症日の2日前から患者と接触した人のリスト
（氏名・生年月日・住所・連絡先・マスク着用の有無・接触状況・最終接触日）
- 患者の発症2週間前から調査当日までの社内体調不良者の有無の確認

※濃厚接触者：患者の発症日の2日前から、手の届く範囲（1m以内）で、マスク等の防護無しで会話・会食等を一定時間（15分以上）接触があった者

2 濃厚接触者への健康観察と検査の実施

濃厚接触者となった方は、外出の自粛と健康観察、PCR検査の受検が必要です。

- 濃厚接触者の方の居住地を管轄する保健所へ検査の依頼を行いますので、管轄保健所からの連絡を待っていただくよう対象の方にお伝えください。
- 検査結果が陰性の場合でも、最終接触日から14日間の外出の自粛と健康観察が必要です。健康観察の結果は事業所で取りまとめて管轄保健所へご連絡ください。発熱等体調不良時には居住地の管轄保健所に連絡ください。

3 その他

- 事業所の独自の判断による接触者等への在宅勤務の指示や、濃厚接触者の観察期間の延長等については、保健所は関与いたしません。

積極的疫学調査とは(感染症法第15条)

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。

東保健所 092-645-1078 博多保健所 092-419-1091 中央保健所 092-761-7340
南保健所 092-559-5116 城南保健所 092-831-4261 早良保健所 092-851-6012
西保健所 092-895-7073